



- 「コミュニケーションを円滑にしたい」「部下と上手く行っていない」という相談を受けることがあります。すぐに実践でき&効果テキメンのコツがいくつかありますが、その一つを紹介します。
- それは、「**話すスピードを相手に合わせる**」。相手の理解度＝相手の話すスピードを思ってください。早すぎると“分からない”となり、逆に遅いと“まどろっこしい”と思われれます。
- 経営者だと、ついつい早口で話しますが「急がばまわれ」です。部下には、少しゆっくり話してあげると、イラッとする瞬間は減りますよ！

「労働契約法」「高年齢者雇用安定法」改正前後の実態調査

7～8割の企業が改正に対応

公益社団法人全国求人情報協会が行った人事採用担当者のアンケート結果によると、「労働契約法」は8割、「高年齢者雇用安定法」については7割の企業が見直しを図りました。従業員規模が大きくなるほど、見直し済の企業が増えています。

内容については、「新たな人事制度を設ける予定」「人事制度に変更を加えた」「見直しを行ったが問題ないので変更なし」、との回答が均衡しており、具体的な対応はまちまちとなっています。

正社員登用の活用や新設などの対応も進む

労働契約法については、その具体的対応として、「既存の正社員への登用制度を活用する」(32.1%)、「有期契約労働者から正社員への登用制度を新設する」(25.8%)といった正社員化への動きも見られます。

また、「正社員とは異なる無期契約労働者の区分を新たに検討する」(19.8%)といった動きも出現しており、多様な働き方を進める方向に向かっているとと言えます。



- 「正社員」という概念は一度外して、(1)有期雇用契約か無期限の雇用契約か？ (2)所定労働時間勤務か、短時間勤務か？の4象限で整理し、それぞれの象限で整理する方法は1つの切り口です。
- 整理ののち、それぞれの象限の人が担う仕事は何か？その仕事の価値はどの程度か？という観点で検討すると、論点が見えやすくなります。

求人時に離職者数明示へ

「ブラック企業」が社会問題化する中での対応

厚生労働省は、過重労働やパワーハラスメントで若者らを使い捨てる「ブラック企業」が社会問題化する中、2015年春卒業予定の大学生や大学院生の雇用を希望する企業に対し、過去3年間の採用者数と離職者数を求人票に明示するよう要請することを決めました。

求人票への記入は強制ではありませんが、明示しないと「明らかにできないほど多い」とみられる可能性もあり、就職を希望する学生の参考にしてもらう考えです。



- 現時点では、「ブラック企業」の明確な定義はありません。
- 確信犯で法令違反は論外ですが、「知らずに法令違反をしており、ウツカリ、ブラック企業になっていた」ということはあります。
- 労務監査というチェック手法があるので、いちど試してみたいはいかがでしょうか？



～こんなときはどうする？～

日々の業務でありそうな、労働問題をクイズ形式にまとめてみました。

雇用調整助成金の支給要件の見直し

Q

このところ、雇用調整助成金の支給要件等が数回にわたって改定されています。2013年12月にも新たな見直しが行われましたが、具体的な改定内容について教えてください。

A

2013年12月からの支給要件の見直しは、以下の4点

① クーリング期間制度の実施…対象期間の初日を13年12月1日以降に設定する場合から

過去に雇用調整助成金（または中小企業緊急雇用安定助成金）の支給を受けたことがある事業主が、新たに雇用調整助成金を受けるための対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了日の翌日から起算して1年を超えていることが必要となります。

② 休業規模要件の設置…13年12月1日以降の判定基礎期間から

判定基礎期間における対象被保険者に係る休業等の延べ日数が、対象被保険者に係る所定労働延べ日数の、大企業では15分の1以上、中小企業では20分の1以上の場合のみが助成金の対象となります。

③ 特例短時間休業の廃止…13年12月1日以降の判定基礎機関から

短時間休業のうち、特定の一部の労働者を対象に短時間休業をさせる「特例短時間休業」については、助成金対象外となります。

④ 教育訓練の見直し…13年12月1日以降の判定基礎機関から

(1) 教育訓練の助成額の変更

教育訓練を実施したときの1人1日当たりの加算額が一律1,200円となります。

(2) 教育訓練日の業務不可

教育訓練のうち、受講日に対象被保険者を業務に就かせるものは、助成金対象外となります。

(3) 事業所外訓練における半日訓練の新設

事業所内訓練、事業所外訓練ともに全一日訓練または半日訓練（3時間以上所定労働時間未満）が可能となります。

(4) 教育訓練の判断基準の見直し

従来の9項目に、新たに5項目が追加されました。



- 毎年、助成金の内容・支給要件は変更されます。助成金については、実際にはケース・バイ・ケースで判断されますので、事前にお問合せください。
- 「助成金ありき」で考えると、本末転倒になり、かえって高くつくこともあります。助成金は「もらえればラッキー」というくらいで考えてくださると幸いです。



気付き日報



ヒューマンインベーション株式会社 代表取締役 今井洋一

社会保険労務士 ・ (財)生涯学習開発財団認定コーチ

TEL : 03-3791-1180 FAX : 03-6674-2508 Mail : info@humani.jp

受付時間 10:00~17:30 (土日祝日および弊社休日を除く) <http://nippou.org/>